

医政発 1116 第 4 号  
平成 29 年 11 月 16 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



死体解剖資格認定要領の一部改正について

死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める死体解剖資格の認定につきましては、平成 15 年 12 月 16 日付け医政発 1216005 号厚生労働省医政局長通知「死体解剖資格の認定等について」の別紙「死体解剖資格認定要領」により行ってきたところですが、今般、別紙のとおり「死体解剖資格認定要領」の一部を改正し、平成 29 年 11 月 16 日より施行することとしましたので、貴職におかれましては、本改正の内容について御了知の上、貴管下の関係機関に対する周知方お願いします。

なお、今回の改正に伴い、死体解剖保存法施行規則（昭和 24 年厚生省令第 37 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める申請書類（第四号書式、第五号書式及び第五号の二書式）につきましては、様式を修正のうえ追って公布するので、公布までの間、現状の様式にて申請の受付を継続していただきますよう貴管下の関係機関に対する周知方お願いします。